

## 【重要】非常変災時等の措置について

平素より本校教育活動にご理解ご支援をいただき、ありがとうございます。

地震・台風等の非常変災時等の措置について、大阪市教育委員会の「非常変災時の措置基準」、「災害発生時における児童の保護者等への引渡しに関するルール」その他の必要な事項に基づき、本校での非常変災時等の措置を次のように定めています。ご確認ください。

### 1 臨時休業措置

#### (1) 臨時休業措置の措置基準

午前7時の時点で、次にあげる態様及び規模の災害等が発生した場合には、臨時休業措置とします。

午前7時を過ぎて始業時刻（午前8時30分）までに、次にあげる態様及び規模の災害等が発生した場合についても、臨時休業措置とします。

(令和2年度 イの下線部分を変更 令和3年度改訂版 ※を追加)

ア 大阪市において、「暴風警報」若しくは「暴風雪警報」又は「特別警報」が発表された場合。

イ 生野区のいずれかの地域において大阪市（危機管理室）が発令する河川氾濫の警戒レベル3（高齢者等は避難）、警戒レベル4（全員避難）の発令があった場合。※気象庁等発出の「警戒レベル3相当情報」「警戒レベル4相当情報ではありません。

ウ 大阪市のいずれかの地域において、震度5弱以上の地震が発生（気象庁発表）した場合。

エ 「南海トラフ地震に関する情報」（臨時）のうち、「観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された場合」に関するもの（気象庁発表）が発表された場合。

ただし、上記のア～エにかかわらず、「暴風警報」、「暴風雪警報」以外の警報の発表、登校の安全が確保できない事態の発生、その他学校周辺の緊急事態等が生じた場合、若しくは教育施設の被害とその他教育活動の実施が困難となる事態等が生じた場合、又はこれらの事態が生じるおそれがあると認められる場合には、校長の判断により臨時休業措置とすることがあります。

## (2) 臨時休業措置としたときの対応

- ア 午前7時を過ぎて始業時刻（午前8時30分）までに臨時休業措置とした場合には、メール配信、電話連絡、学校ホームページへの掲載等の手段により保護者等に連絡します。
- イ 臨時休業措置にも関わらず登校した児童がいる場合は、原則として保護者等への直接引き渡しのもとで下校します。保護者等が学校に迎えに来るまでは、当該児童を学校に待機させます。

## 2 下校措置

### (1) 下校措置の措置基準

始業後（午前8時30分以降）に、「臨時休業措置の措置基準」（1（1）ア～エ、※）に該当する災害等が発生した場合には、校時変更を行い、下校措置とします。

### (2) 下校措置としたときの対応

- ア 「保護者メール」配信、電話連絡、学校ホームページへの掲載等の手段により下校措置とした旨、下校開始時刻等を連絡します。
- イ 原則として保護者等への直接引き渡しのもとで下校します。保護者等が学校に迎えに来るまでは、当該児童を学校に待機させます。

## 3 その他

- 「保護者メール」の登録をお願いします。登録用紙の紛失又は有効期限切れの場合はご連絡ください。
- 学校からの「保護者メール」配信、電話連絡、学校ホームページへの掲載等の手段による連絡が十分にできないことも考えられますので、その場合は保護者間で連絡を取り合っていただきますよう、ご協力お願いします。
- 学校の臨時休業に伴い、「いきいき活動」も中止になります。活動中に発令された場合は、その時点で活動中止となりますので、お迎えをお願いします。

※ 登下校中に災害等が発生した場合、その状況に応じ、自宅、学校園、その他近くの安全な場所等に避難することやどのような行動をとることが安全確保につながるか等、事前に話し合っておいてください。